

## 令和 8 年度研修実施計画（案）

### 1 実施する研修及び実施の方式

(1) 政治資金監査に関する研修（以下「登録時研修」という。）及び令和 9 年以降  
に行う政治資金監査に関する研修（以下「新制度研修」という。）を実施する。

※ 登録時研修とは、登録政治資金監査人が登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得することを目的とする研修をいう。

※ 新制度研修とは、登録政治資金監査人が令和 9 年以降に政治資金監査を行うに当たって必要な専門的知識を修得することを目的とする研修をいう。

(2) 集合研修（要望研修を含む。）、個別研修及びリモート研修の方式により実施する。

### 2 集合研修

(1) 実施の時期等

① 令和 8 年 6 月から令和 9 年 3 月まで下記の都市で実施する。

【札幌市（2回）、仙台市（2回）、さいたま市（2回）、千葉市、東京都（7回）、横浜市（2回）、金沢市、静岡市、名古屋市（2回）、京都市、大阪市（3回）、広島市、高松市、福岡市（2回）、熊本市、那覇市】

② ①のほか、登録政治資金監査人の登録状況や研修の受講状況等を踏まえ、必要に応じ研修の追加実施を検討する。また、研修の追加実施に当たっては、従前どおり下記のとおり取り扱う。

ア 研修への受講状況等を踏まえ、各ブロックにおいて、必要に応じ、登録政治資金監査人の数が多く、かつ、交通の利便性が高い都市において集合研修を追加実施する。

イ 概ね 5 人以上の登録政治資金監査人から、希望する研修日・研修地を示して実施の要望があった場合で、その実施に支障がないと認められるときは、研修を追加実施する（要望研修）。

ウ 研修を追加実施する場合は、原則として事前に委員会に諮るものとする。ただし、委員会に諮る期間的な余裕がないときは、研修を実施後、直

近の委員会で報告するものとする。

- ③ 研修を中止する場合は、原則として事前に委員会に諮るものとする。ただし、委員会に諮る期間的な余裕がないとき及び受講申込みがなかったことから研修を実施しないこととした場合は、直近の委員会で報告するものとする。

(2) 実施する研修

登録時研修及び新制度研修

3 個別研修

登録政治資金監査人からの申込みにより随時実施する。

4 リモート研修

(1) 実施の時期等

令和8年6月から令和9年3月まで実施する。

(2) 実施する研修

登録時研修及び新制度研修

(3) 実施概要

① 受講人数（人数上限の目安） ※9ヶ月で計算

- ・ 登録時研修：270名（1か月の上限30名）
- ・ 新制度研修：4,500名（1か月の上限500名）

② 研修の内容

登録時研修、新制度研修ともに、集合研修と同様の研修を実施する。

③ 実施方法等

ア 動画視聴の方法により行う。

イ 研修受講者によってすべての研修動画の視聴が行われていること及び研

修受講者本人による有効な視聴であったことを確認するための所要の措置を行う。

## 5 アンケートの実施

今後実施する研修内容の質の向上を図るため、アンケートを実施する。